

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月10日（平成29年（行情）諮問第328号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行情）答申第430号）

事件名：平成26年度及び27年度に開催された薬価算定組織に係る議事概要等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年2月20日付け厚生労働省発薬生0220第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成26年4月1日から平成28年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録

別添資料「2016年（平成28年）12月21日付行政文書開示請求書」において開示を請求しているにもかかわらず、2017年（平成29年）2月20日付厚生労働省発保0220第3号において、法5条5号、同6号に該当するため不開示にしたとの理由が記載されておらず、また、不存在であるとも記載されていないため、不開示なのか不存在なのか、はっきりしない。

議事録が存在するが不開示の場合は法的根拠を示されたい。また、不存在の場合は、不存在である旨、厚生労働省として明記し、その理由を説明されたい。

（2）意見書

当会が平成28年12月21日に開示請求した内容は、「平成26年4月1日から平成28年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）

の議事録，議事次第，出席者名簿，資料（算定案，検討結果に係るもの）のうち，価格決定に係るもの全て」です。

一方，平成29年2月20日付，厚生労働省発保0220第3号で開示決定通知した内容には，「平成26年度及び平成27年度に開催された薬価算定紙織に係る①議事概要，②議事次第，③出席者名簿，④資料（算定案，検討結果に係るもの）のうち，中医協報告資料」とあり，議事録が含まれていませんでした。

確かに，事前の1月10日，保険局医療課より当会に連絡があり，「議事録は作成していない。不存在となる」旨の報告は受けていました。それを受けて，当会事務局から「不存在なら不存在であると明記してほしい」とお願いしていました。

しかし，2月20日付通知では議事録は不存在である旨が記載されておらず，議事録も開示されていなかったため，5月12日付不服審査請求を行いました。

今回，当会が不服審査請求で訴えたことは，「法5条5号，同6号に該当するため不開示にしたとの理由が記載されておらず，また，不存在であるとも記載されていないため，不開示なのか不存在なのか，はっきりしない。議事録が存在するが不開示の場合は法的根拠を示されたい。また，不存在の場合は，不存在である旨，厚生労働省として明記し，その理由を説明されたい」ということです。

厚生労働省は平成29年（行情）諮問第328号において「薬価算定組織の議事録については，作成・取得していないため，これを保有していないものの，議事要旨は作成していることから，処分庁においては，議事要旨を対象行政文書として特定している」と記載しています。その内容から，当会の不服審査請求で訴えた疑問については実質的には回答を得ていることとなります。

しかし，それならば厚生労働省は，平成29年2月20日付け厚生労働省発薬生0220第3号にそのように明記しなかったのでしょうか？

また，議事録について，厚生労働省は平成29年（行情）諮問第328号において「なお，薬価算定組織の議事録については，薬価算定案を作成するにあたって，医薬品の製造原価，製薬会社の研究開発費など製薬会社にとって秘匿性の高い情報を基に検討すること，薬価は，当該薬価算定案を基に，議事が公開されている中央社会保険医療協議会において，議論を重ねた上で最終的に決定されており，薬価の決定過程は十分な透明性が担保されていることなどから，薬価算定組織での検討については議事概要のみ作成しており，議事録は作成していないものである」と記載していますが，それならば厚生労働省は，平成29年2月20日付け厚生労働省発薬生0220第3号にそのように明記しなかったので

しょうか？

厚生労働省がそれらの理由を明記していれば、このように情報公開・個人情報保護審査会のお手を煩わす必要はなかったと思います。

一方、上記引用文の中で、「薬価の決定過程は十分な透明性が担保されている」と厚生労働省は主張していますが、実際は中医協委員からも「不透明」との批判が出ています（2016年特定月日、中医協薬価専門部会・特定回議事録より、支払側・特定委員の発言）。

このような状況において、公的文書で議事録が存在しないことを明言することを避けるかのような対応をすること自体に疑問が残ります。

繰り返しになりますが、当会に直接「議事録が存在するが不開示の場合は法的根拠を示されたい。また、不存在の場合は、不存在である旨、厚生労働省として明記し、その理由を説明されたい」という点について、対応をしてもらいたいと考えています。

また、「薬価算定案を作成するにあたって、医薬品の製造原価、製薬会社の研究開発費など製薬会社にとって秘匿性の高い情報を基に検討」しているとは言え、医療費に大きな影響のある薬価を決定する会議の議事録が無いのは問題があると思います。開示する・しないに関わらず議事録は作成すべきであることを申し添えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年12月21日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年5月12日付け（同月15日受付）で本件審査請求を提起したものである。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由として、「平成26年4月1日から平成28年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録（以下「議事録」という。）について、不開示にしたとの理由が記載されておらず、また、不存在であるとも記載されていないため、不開示なのか不存在なのか、はっきりしない。議事録が存在するが不開示の場合は法的根拠を示されたい。また、不存在の場合は、不存在である旨、厚生労働省として明記し、その理由を説明されたい。」としていることから、本件審査請求は開示決定通知書において、開示する行政文書の名称の欄に、議事録が記載されていないことについて理由の付記が不十分であるとするものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に記載された事項により議事要旨を本件対象文書として特定し、

開示決定していることから、本件行政文書は不存在又は不開示ではなく、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成26年4月1日から平成29年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録，議事次第，出席者名簿，資料（算定案，検討結果に係るもの）のうち，価格決定に係るもの全て」に関して行われたものである。

薬価算定組織の議事録については，作成・取得していないため，これを保有していないものの，議事要旨は作成していることから，処分庁においては，議事要旨を本件対象文書として特定している。

(2) 原処分の妥当性について

法に基づく開示請求は，法4条1項2号の規定により，行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出して行われる。行政機関の長は，当該書面に記載された事項により対象行政文書を特定し，開示決定等を行うものである。

その際，書面に記載された名称と全く同一の名称の行政文書を保有していない場合であっても，直ちに不開示決定を行うことは適切ではなく，書面に記載された事項を踏まえて特定しうる行政文書を保有していれば，これについて開示決定等を行うものである。

薬価算定組織では，中央社会保険医療協議会で議論するための薬価算定案を作成しているが，当該薬価算定案の作成に係る議論については，議事録は作成・取得しておらず，これを保有していないものの，議事要旨は作成していることから，処分庁においては，議事要旨を本件対象文書として特定し，開示決定している。

行政手続法（平成5年法律第88号）8条の規定により，行政庁は申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は，申請者に対し，同時に，当該処分の理由を示さなければならないが，本件審査請求に係る開示決定においては，文書不存在又は法5条各号に該当することを理由として全部不開示とした行政文書は無く，原処分における理由の付記は妥当である。

なお，薬価算定組織の議事録については，薬価算定案を作成するにあたって，医薬品の製造原価，製薬会社の研究開発費など製薬会社にとって秘匿性の高い情報を基に検討すること，薬価は，当該薬価算定案を基に，議事が公開されている中央社会保険医療協議会において，議論を重ねた上で最終的に決定されており，薬価の決定過程は十分な透明性が担保されていることなどから，薬価算定組織での検討については議事要旨

のみ作成しており、議事録は作成していないものである。

(参考) 薬価算定組織について

薬価算定組織とは、薬価算定過程の透明性を図るため、厚生労働省の行う薬価算定案の作成等に係る以下の業務を行うものである。

一 新医薬品の薬価算定に関し、類似薬の有無、類似薬または最類似薬選定の妥当性、補正加算適用の妥当性、製品製造原価の妥当性及び薬価算定案に対する製造販売業者の不服の妥当性について専門的な検討を行うこと。

二 既記載医薬品の市場拡大再算定、効能変化再算定及び用法用量変化再算定の要件該当性、補正加算適用の妥当性及びに再算定品目案に対する製造販売業者の不服の妥当性について専門的な検討を行うこと。

また、中央社会保険医療協議会議事規則14条の規定により、中央社会保険医療協議会は、新薬の薬価算定等について調査審議するために必要があるときは、医学、歯学、薬学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される薬価算定組織に意見を聴くことができることとされている。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「平成26年4月1日から平成29年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録について、議事録が存在する場合は不開示の場合は法的根拠を示されたい。また、不存在の場合は、不存在である旨、厚生労働省として明記し、その理由を説明されたい。」と議事録について説明等を求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記3(2)のとおりである。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年8月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月7日 | 審議 |
| ⑤ 平成30年1月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する決定（原処分）

を行った。これに対して審査請求人は、薬価算定組織の議事録について特定漏れがあるとして開示を求めているところ、諮問庁は、別紙2に掲げる文書のうち、「1 議事概要」を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、本件開示請求書及び開示決定通知書を確認したところ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には「薬価算定組織（保険局）の議事録」と明記されていた。一方、開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄には、「議事録」の記載はなく、「議事概要」の記載が確認された。

(2) このことについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）及び（2））において、おおむね以下のとおり説明する。

薬価算定組織の議事録については、作成・取得していないため、これを保有していないものの、議事要旨は作成していることから、処分庁においては、議事要旨を本件対象文書として特定している。

法に基づく開示請求は、法4条1項2号の規定により、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出して行われる。行政機関の長は、当該書面に記載された事項により対象行政文書を特定し、開示決定等を行うものである。

その際、書面に記載された名称と全く同一の名称の行政文書を保有していない場合であっても、直ちに不開示決定を行うことは適切ではなく、書面に記載された事項を踏まえて特定しうる行政文書を保有していれば、これについて開示決定等を行うものである。

(3) また、諮問庁は、薬価算定組織（保険局）の議事録について、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のように説明する。

薬価算定組織の議事録については、薬価算定案を作成するにあたって、医薬品の製造原価、製薬会社の研究開発費など製薬会社にとって秘匿性の高い情報を基に検討すること、薬価は、当該薬価算定案を基に、議事が公開されている中央社会保険医療協議会において、議論を重ねた上で最終的に決定されており、薬価の決定過程は十分な透明性が担保されていることなどから、薬価算定組織での検討については議事要旨のみ作成しており、議事録は作成していないものである。

(4) 以上を踏まえ、検討する。

ア 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙3「審議会等の運営に関する指針」3議事（4）公開の②で、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会

議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示すると共に、議事要旨を公開するものとする。」と定められている。

イ 当審査会において、諮問庁から「薬価算定組織運営要綱」の提示を受け、確認したところ、薬価算定組織は非公開とする旨が規定されており、また、議事録を作成することと定める規定はなかったことから、議事録が作成されていないとする上記（３）の諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

ウ また、上記（３）のとおり、議事録を作成することとされていない状況においては、開示請求の趣旨を踏まえた上で文書を特定すべきであることから、処分庁において、本件対象文書として議事概要を特定したことは、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

上記第３の２のとおり、処分庁は、本件開示請求の趣旨について、本件開示請求書の「１ 請求する行政文書の名称等」欄に「平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録、議事次第、出席者名簿、資料（算定案、検討結果に係るもの）のうち、価格決定に係るもの全て」と記載されていることを踏まえ、議事要旨を特定して対応したものであるが、本件のように原処分を行う前に審査請求人と連絡を取ったのであれば、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙 1

平成26年4月1日から平成28年3月31日に開催された薬価算定組織（保険局）の議事録，議事次第，出席者名簿，資料（算定案，検討結果に係るもの）のうち，価格決定に係るもの全て

別紙 2

平成 26 年度及び平成 27 年度に開催された薬価算定組織に係る

- 1 議事概要
- 2 議事次第
- 3 出席者名簿
- 4 資料（算定案，検討結果に係るもの）のうち，中医協報告資料